

四日市市告示第563号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第30条の11の規定に基づき、下記のとおり施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年11月16日

四日市市長 森 智広

1 認可外保育所

番号	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地
1	株式会社 菜の花	認可外保育所 なのはな	四日市市上海老町1929-1

確認年月日：令和5年11月13日